

### 3.2.7 環境の保全等を目的とする法令等

#### (1) 法令等に基づく指定・規制

##### ① 自然環境保全に係る指定地域等の状況

###### ア. 自然公園区域

「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園は調査範囲には存在しない。

「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は、「県立自然公園松島」が存在する。

「県立自然公園松島」の位置は、図 3.2.7-1 に示すとおりである。

###### イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域は、調査範囲には存在しない。

「宮城県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域としては、「仙台湾海浜県自然環境保全地域」、緑地環境保全地域としては「加瀬沼緑地環境保全地域」がある。

「仙台湾海浜県自然環境保全地域」及び「加瀬沼緑地環境保全地域」の位置は、図 3.2.7-1 に示すとおりである。

###### ウ. 鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2.7-1～表 3.2.7-3 及び図 3.2.7-2 に示すとおりである。計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき「特定猟具使用禁止区域（銃）」に指定されている。

表 3.2.7-1 鳥獣保護区・特別保護区

名称	存続期限	面積(ha)
仙台海浜	39.3.31	保護区： 7,596 特別保護区： 213
松島	31.10.31	保護区： 12,414 特別保護区： 3,444

〔平成 27 年度宮城県鳥獣保護区等位置図〕（宮城県）より作成〕

表 3.2.7-2 特定猟具使用禁止区域（銃）

名称	存続期限	面積(ha)
仙台	46.10.31	4,300
仙台東	43.10.31	5,454

〔平成 27 年度宮城県鳥獣保護区等位置図〕（宮城県）より作成〕

表 3.2.7-3 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）

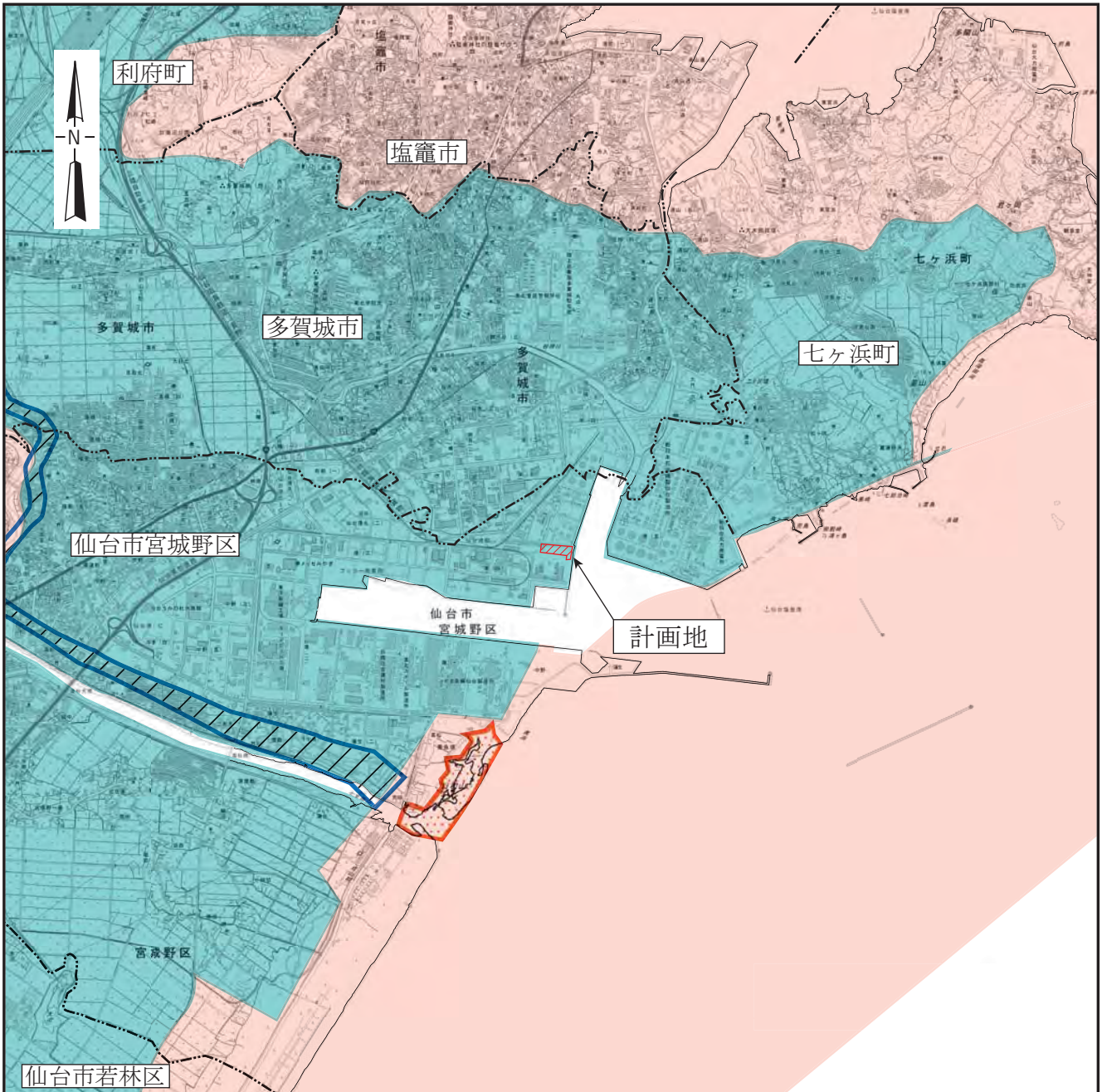
河川名	面積(ha)
七北田川*	308

注) 仙台海浜鳥獣保護区と重複する部分を除く

〔平成 27 年度宮城県鳥獣保護区等位置図〕（宮城県）より作成〕








図3.2.7-1 自然公園区域及び自然環境保全地域等



〔「平成27年度鳥獣保護区等位置図」(宮城県HP)より作成〕

凡例

-  計画地
-  鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特定猟具使用禁止区域 (銃)
-  指定猟法禁止区域 (鉛製散弾)

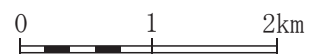


図3.2.7-2 鳥獣保護区等位置図

## エ. 保安林

調査範囲における「森林法」に基づく保安林の指定状況は図 3.2.7-3 に、仙台市全体、仙台市宮城野区、仙台市若林区、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町の保安林の種類別面積は、表 3.2.7-4 に示すとおりである。

表 3.2.7-4 保安林の種類別面積

(単位:ha)

市区町	水源涵養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他の保安林 ( )は兼種分面積
仙台市	3,413.28	342.00	18.30	487.83 (348.75)
宮城野区	96.21	-	-	144.68 (109.69)
若林区	-	-	-	84.45 (106.31)
塩竈市	-	-	0.80	130.12 (0.71)
多賀城市	-	-	-	-
七ヶ浜町	-	-	-	31.27 (-)
利府町	398.40	3.71	-	73.81 (69.03)
備考	山地一帯の森林	丘陵地縁辺の森林	山地や丘陵地の道路沿いの急傾斜地等の森林	飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致保安林の計

〔「宮城県南部森林計画書(宮城南部森林計画区)平成27年12月策定」  
(平成27年、宮城県)より作成〕



〔「宮城県森林情報提供システム」(宮城県HP)より作成〕

凡 例

 計画地

 保安林

0 1 2km

図3.2.7-3 保安林位置図

## オ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」、「保存緑地」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」（昭和 60 年多賀城市告示第 40 号）に基づく「保存樹木」の指定状況は表 3.2.7-5 及び図 3.2.7-4 に示すとおりである。

調査範囲においては、「保存樹木」が 15 件あり、保存樹林及び保存緑地の指定はない。また、塩竈市、七ヶ浜町、利府町においてはこれらの指定はない。

なお、計画地にはこれらの指定はない。

表 3.2.7-5 保存樹木

No.	市	名称	所有者	樹種	推定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
1	多賀城市	貴船神社の 檜の木	貴船明神	ウラジロガシ（ブナ科コナ ラ属）	470	30.00	3.20
2	多賀城市	陸奥総社宮の 白木蓮	市川稔	ハクモクレン（モクレン科 モクレン属）	240	16.80	2.30
3	多賀城市	陸奥総社宮の老杉	陸奥総社宮	スギ（スギ科スギ属）	620	25.60	4.88
4	多賀城市	政庁跡のこぶし	多賀城市	コブシ（モクレン科モクレン 属）	180	17.80	1.82
5	多賀城市	五輪屋敷の椿群	佐藤千代	ツバキ（ツバキ科ツバキ属）	420	6.00	1.25
6	多賀城市	旧勤労青少年 ホームの糸桧葉	多賀城市	ヒヨクヒバ（ヒノキ科ヒノ キ属）	250	9.60	2.16
7	多賀城市	東小学校の 黒もっこく	多賀城市	モッコク（ツバキ科モッコ ク属）	190	4.30	1.10
8	多賀城市	八幡神社の高野槇	八幡神社	コウヤマキ（スギ科コウヤ マキ属）	420	24.65	4.53
9	多賀城市	末の松山の黒松	多賀城市	クロマツ（マツ科マツ属）	470	18.80	3.48
10	多賀城市	高崎のさつき	鈴木たかい	サツキツツジ（ツツジ科ツ ツジ属）	300	2.00	17.00
11	多賀城市	留ヶ谷の四季咲 つつじ	桜井政郎	ムラサキリュウキュウツツジ （ツツジ科ツツジ属）	90	2.70	1.30
12	多賀城市	市川字作貫の木蓮	多賀城市	ハクモクレン（モクレン科 モクレン属）	170	10.20	2.15
13	多賀城市	市川字大畑の いちょう	多賀城市	イチヨウ（イチヨウ科イチ ヨウ属）	190	25.40	3.00
14	多賀城市	天満宮の椎の木	天満宮	シイ（ブナ科シイノキ属）	250	22.10	2.75
15	多賀城市	西園寺の山紅葉	西園寺	ヤマモミジ（カエデ科カエ デ属）	190	10.80	2.63

注) No. は図 3.2.7-4 の図中番号に対応する。

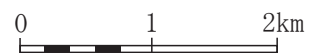
〔「保存樹木」（多賀城市）より作成〕



〔「保存樹木」(多賀城市HP)より作成〕

凡 例

-  計画地
-  保存樹木



注) 図中番号は表3.2.7-5のNo.に対応する。

図3.2.7-4 保存樹木位置図

## ② 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

### ア. 大気汚染

#### a. 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.7-6 に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画」では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均が0.04ppm（国の環境基準のゾーン下限値）以下であること」としている。

表 3.2.7-6 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準等
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

「大気の汚染に係る環境基準」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境省告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）より作成

#### b. 規制基準

##### (a) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

「大気汚染防止法」の対象となるばい煙発生施設、揮発性有機化学物排出施設、一般粉じん発生施設は表 3.2.7-7～表 3.2.7-9 に示すとおりである。



表 3.2.7-7 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

番号	施設名	規模要件
1	ボイラー	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20 トン/日 燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鋳炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用)加熱炉	羽口面断面積 0.5m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コーラタール製品の製造用) 加熱炉	変圧器定格容量 200kVA 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶解炉	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉 (カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	変圧器の定格容量 1000kVA 以上
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉含)、溶鋳炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力 0.5 トン/時 以上 火格子面積 0.5m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.2m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用 [塩化亜鉛を使用するもの] 用) 反応炉	燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 ポンプ動力 1 kW 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬 [鉛合金の製造含]・鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉	燃焼能力 10 リットル/時 以上 変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上 燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	

[「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月30日政令第329号)より作成]

表 3.2.7-8 大気汚染防止法の対象となる揮発性有機化合物排出施設

施設番号	揮発性有機化合物排出施設	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。)が1時間当たり3,000立方メートル以上のもの
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が1時間当たり100,000立方メートル以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり10,000立方メートル以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000立方メートル以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり15,000立方メートル以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり7,000立方メートル以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり27,000立方メートル以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000キロリットル以上のもの(ただし、既設のタンクは、容量が2,000キロリットル以上のものについて適用)

〔「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月政令第329号)より作成〕

表 3.2.7-9 大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設

施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積：1,000m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石、セメント用)	ベルト巾：75cm以上 又はバケットの内容積：0.03m <sup>3</sup> 以上
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：75KW以上
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：15KW以上

〔「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月30日政令第329号)より作成〕

(b) 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

「宮城県公害防止条例」の対象となるばい煙、粉じん等に係る特定施設は表 3.2.7-10 及び表 3.2.7-11 に示すとおりである。

表 3.2.7-10 宮城県公害防止条例の対象となるばい煙に係る特定施設

施設番号	施設の種類	規模又は能力
1	練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	原料の処理能力が1日あたり1t以上のもの
2	石油の精製又は石油製品若しくは石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	
3	廃油の再生の用に供する焼却炉	焼却能力が1時間あたり50kg以上のもの
4	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	

[「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成]

表 3.2.7-11 宮城県公害防止条例の対象となる粉じんに係る特定施設

施設番号	施設の種類	規模又は能力
1	チップ又はのこぎりくず堆積場	面積が100m <sup>2</sup> 以上のもの
2	動力打綿機及び混動力打綿機	

[「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成]

## イ. 騒音

### a. 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3.2.7-12 に示すとおりである。

調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 3.2.7-5 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域に該当するため、類型指定されていない。

表 3.2.7-12 騒音に係る環境基準（道路に面する地域を含む）

地域 <sup>注1)</sup> の類型	当てはめる地域	地域の区分	基準値	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50dB以下	40dB以下
A	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域（AAの項に揚げる地域を除く）	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域（仙台市のAの項に揚げる地域に囲まれている地域に限る）	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域（Bの項に揚げる地域を除く）、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	一般の地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路 <sup>注2)</sup> に近接する空間（屋外）		70dB以下	65dB以下
	幹線交通を担う道路 <sup>注2)</sup> に近接する空間（窓を閉めた屋内） <sup>注3)</sup>		45dB以下	40dB以下

注) 1. 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

2. 「幹線交通を担う道路」高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路に近接する空間（道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲）

3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」の個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内への透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

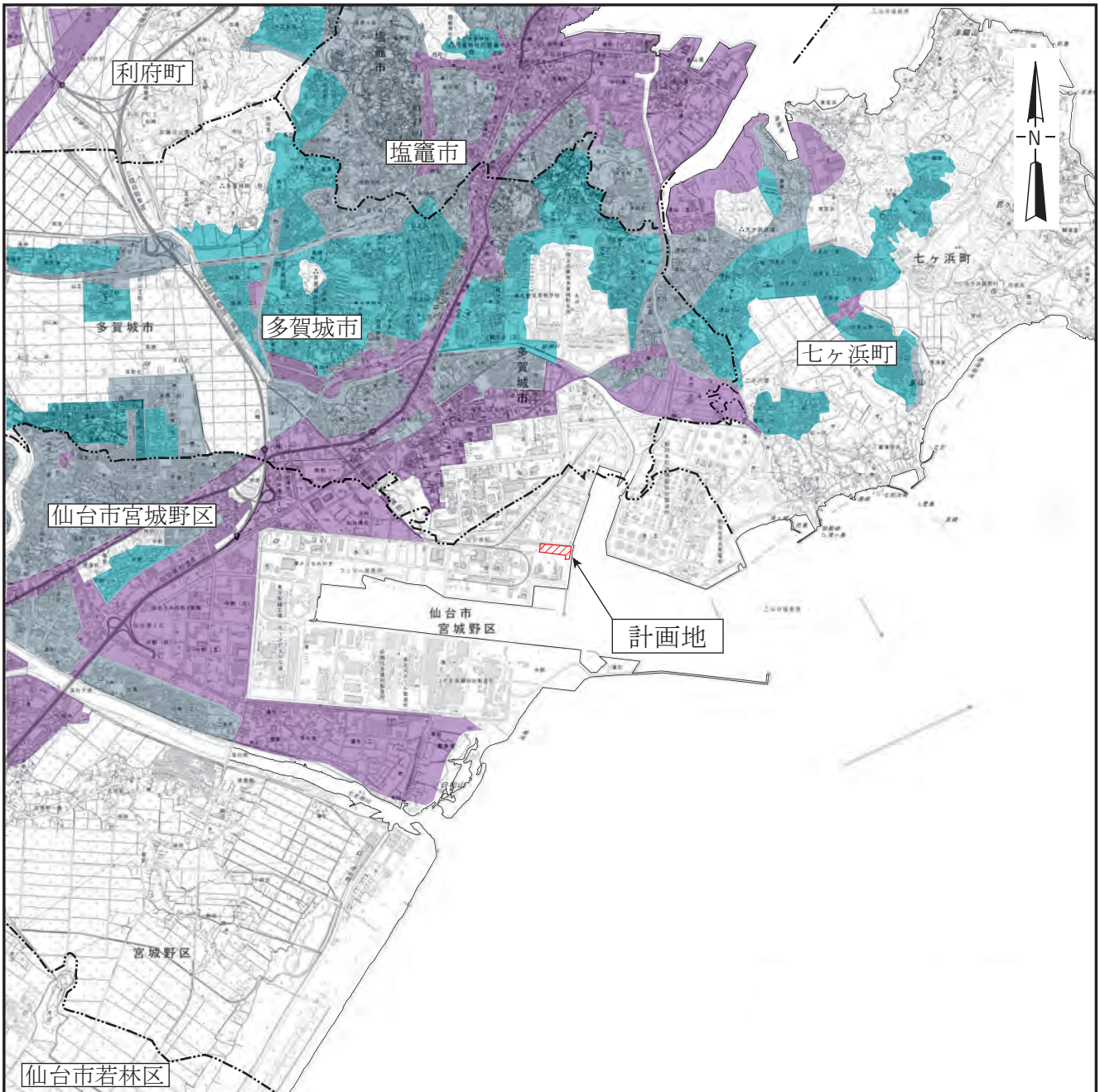
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日宮城県告示第312号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日仙台市告示第126号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日塩竈市告示第98号）





「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月30日多賀城市告示第38号）

より作成



〔「騒音にかかる環境基準の地域指定」(平成24年仙台市告示第126号)等より作成〕

凡 例

-  計画地
-  A類型
-  B類型
-  C類型

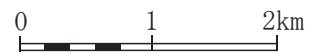


図3.2.7-5 騒音に係る環境基準の類型指定区分

b. 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.7-13 に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図 3.2.7-6 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、要請限度の適用を受けない。

表 3.2.7-13 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	当てはめる地域		車線等	要請限度	
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町		昼間 (6～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 特別用途地区のうち文教地区	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	1車線	65dB	55dB
			2車線以上	70dB	65dB
b 区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域(文教地区を除く)、 近隣商業地域(第一種低層住居 専用地域、第二種低層住居専用 地域、第一種中高層住居専用 地域、第二種中高層住居専用 地域に囲まれている区域)、 市街化調整区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域	1車線	65dB	55dB
			2車線以上	75dB	70dB
c 区域	近接商業地域(b区域に該当する 区域を除く)、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	近接商業地域、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	車線を 有する 道路	75dB	70dB
	幹線交通を担う道路に近接する区域			75dB	70dB

注) 1. 区域の区分

- a 区域：専ら住居の用に供される地域
- b 区域：主として住居の用に供される地域
- c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

- 2. 「車線」とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 3. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15m
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20m

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
(平成12年3月2日総理府令第15号)  
「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」  
(平成12年宮城県告示第315号)  
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日仙台市告示第230号)  
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
の規定による区域の区分」(平成24年4月1日塩竈市告示第97号)  
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
の規定による区域の区分」(平成24年3月30日多賀城市告示第33号)  
より作成

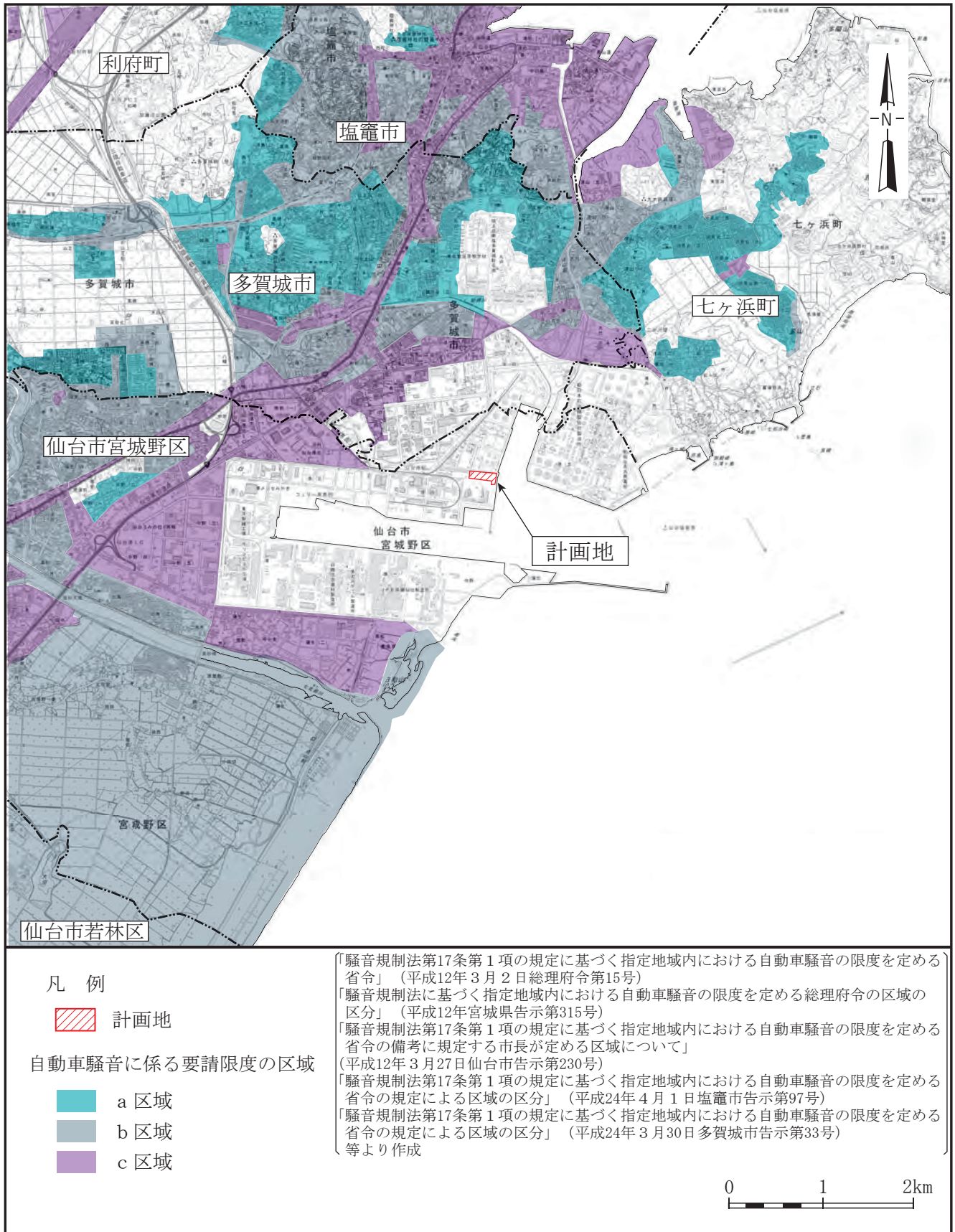


図3.2.7-6 自動車騒音に係る要請限度の区域

c. 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」、「宮城県公害防止条例」に基づき、工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場・特定事業場の設置者は、施設を設置した区域に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。「仙台市公害防止条例」では、施設を定めずに工場等の敷地境界上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準は表 3.2.7-14 に、騒音に係る特定施設は表 3.2.7-15 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 3.2.7-14 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

	区域の区分		時間区分							
	当てはめる地域		朝		昼間		夕		夜間	
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	6時	8時	19時	22時	6時			
第1種区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 文教地区	文教地区 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	40dB				
第2種区域	第一種住居地域、 第二種住居地域（文教地区を除く） 準住居地域、 近隣商業地域（第1種区域の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る） 市街化調整区域及び地域の指定のない地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50dB	55dB	50dB	45dB				
第3種区域	近隣商業地域（第2種区域の項に含まれる地域を除く）、 商業地域、 準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55dB	60dB	55dB	50dB				
第4種区域	工業地域	工業地域	60dB	65dB	60dB	55dB				

注) 第2種区域、第3種区域、第4種区域の学校等の敷地及び周囲50mの区域内における当該基準は上欄の定める値から5dBを減じた値とする。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

※仙台市の都市計画区域外の県条例の特定事業場については、第2種区域の基準を適用する。

※仙台市以外の地域の指定のない地域の県条例の特定事業場は第2種区域の基準を適用する。

「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」(平成27年3月31日宮城県告示第390号)  
「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日仙台市告示第185号)  
「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」(平成24年4月1日塩竈市告示第95号)  
「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」(平成24年3月30日多賀城市告示第31号)  
「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)  
「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日仙台市規則第25号)より作成



表 3.2.7-15 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類
騒音規制法	県公害防止条例	
1-イロハニホヘトチリヌル	4-1-	金属加工機械
	(1)	圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)
	(2)	製管機械
	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
	(4)	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	(5)	機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
	(6)	せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
	(7)	鍛造機
	(8)	ワイヤーフォーミングマシン
	(9)	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	(10)	タンブラー
(11)	切断機(と石を用いるものに限る。)	
2	4-2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
3	4-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
4	4-4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5-イロ	4-5-	建設用資材製造機械
	(1)	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m 以上のものに限る)
(2)	アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)	
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
7-イロハニホヘ	4-7-	木材加工機械
	(1)	ドラムバーカー
	(2)	チップパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
	(3)	砕木機
	(4)	帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
	(5)	丸のこ盤(帯のこ盤と同じ)
(6)	かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)	
8	4-8	抄紙機
9	4-9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)
10	4-10	合成樹脂用射出成型機
11	4-11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
12	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(両施設とも、専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く)(出力が 3.75kW 以上)
	4-13	クーリングタワー(電動機の定格出力が 0.75kW 以上)
	4-14	バーナー(バーナーの燃料能力が重油換算で 1 時間あたり 15 リットル以上)
	4-15-	繊維工業の用に供する施設
	(1)	動力打綿機
	(2)	動力混打綿機
	(3)	紡糸器
	4-16	コンクリート管、コンクリートポールまたはコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機
	4-17-	金属製品の製造の用に供する施設
	(1)	ニューマチックハンマー
(2)	製てい機	
(3)	製びょう機	
(4)	打抜機(電動機の定格出力が 2.25kW 以上)	
(5)	研削機(電動機の定格出力が 1.5kW 以上)	
4-18-	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設	
(1)	切断機	
(2)	せん孔機	
(3)	研磨機	

〔騒音規制法施行令〕(昭和43年11月27日政令第324号)  
 〔宮城県公害防止条例施行規則〕(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成

d. 特定建設作業・指定建設作業に係る騒音の基準

「騒音規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（特定建設作業）については、予め届出を行うとともに作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。また、「仙台市公害防止条例」では、指定建設作業について、区域に応じた騒音の規制基準が定められている。特定建設作業に係る騒音の規制基準は表 3.2.7-16 に、指定建設作業に係る騒音の規制基準は表 3.2.7-17 に示すとおりである。

表 3.2.7-16 特定建設作業に係る騒音の規制基準（騒音規制法）

特定建設作業の種類	敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1	85dB	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
1号区域： 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校等の敷地の80m以内の区域。 ※仙台市は市街化調整区域を含む。 2号区域： 工業地域のうち学校等の敷地の周囲80mの区域を除く区域 学校等： 学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム							

「騒音規制法施行令」（昭和43年11月政令第324号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）  
 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年3月30日宮城県告示第308号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月仙台市告示186号）  
 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年4月1日塩竈市告示第96号）  
 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年3月30日多賀城市告示第32号）より作成

表 3.2.7-17 指定建設作業に係る騒音の規制基準（仙台市公害防止条例）

指定建設作業の種類	敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
イ	80dB (但し学校等の周囲50mの区域内にある場合には75dB)	午前7時から午後7時	午前6時から午後9時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
ロ							
ハ							
ニ							
<p>指定建設作業は、作業地点が連続的に移動するものにあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。</p> <p>注) 1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校等の敷地の周囲80m以内の区域。</p> <p>2号区域：工業地域のうち学校等の敷地の周囲80m以外の区域。</p> <p>学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム</p>							

「仙台市公害防止条例」（平成8年3月仙台市条例第5号）  
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月仙台市規則第25号）より作成

ウ. 振動

a. 道路交通振動の要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表 3.2.7-18 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、要請限度の適用を受けない。

表 3.2.7-18 道路交通振動に係る要請限度

	区域の区分		時間の区分		
	当てはめ地域		昼間		夜間
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	8時	19時	8時
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（その周囲が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの）、市街化調整区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	65dB	60dB	
第2種区域	近隣商業地域(第1種区域に該当する区域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70dB	65dB	

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)  
「道路交通振動規制の区域及び時間」(昭和53年宮城県告示第265号)  
「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」(平成8年3月29日仙台市告示第190号)  
「振動規制法に基づく道路交通振動規制の区域の区分及び時間の区分」(平成24年4月1日塩竈市告示第101号)  
「振動規制法に基づく道路交通振動規制の区域の区分及び時間の区分」(平成24年3月30日多賀城市告示第36号)  
より作成

b. 工場・事業場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」、「宮城県公害防止条例」に基づき、工場・事業場に振動が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場・特定事業場の設置者は、施設を設置した区域に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。「仙台市公害防止条例」では、施設を定めずに工場等の敷地境界上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

工場・事業場等に係る振動の規制基準は表 3.2.7-19 に、振動に係る特定施設は表 3.2.7-20 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 3.2.7-19 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間		夜間
当てはめ地域		8時	19時	8時
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町		
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（その周囲が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの）、市街化調整区域 地域の指定のない地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域(第1種区域に該当する区域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域	近隣商業地域 商業地域、準工業地域、工業地域	65dB	60dB

注) 学校等の敷地の周囲おおむね 50mの区域内における当該基準は、上欄の定める値から 5 dB を減じた値とする。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム  
※仙台市の都市計画区域外の県条例の特定事業場等については、第1種区域の基準を適用する。

※仙台市以外の用途地域及び文教地区の指定のない地域については第1種区域の基準を適用するものとする。

「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成 27 年 3 月 31 日宮城県告示第 391 号）  
「振動規制法（昭和 51 年総理府令第 58 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 188 号）  
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 4 月 1 日塩竈市告示第 99 号）  
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日多賀城市告示第 34 号）  
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市規則第 25 号）  
「宮城県公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日宮城県規則第 79 号）より作成

表 3.2.7-20 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類
振動 規制法	県公害 防止条例	
1- イ ロ ハ ニ ホ	5-1-	金属加工機械
	(1)	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	(2)	機械プレス
	(3)	せん断機(原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。)
	(4)	鍛造機
	(5)	ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。)
2	5-2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
3	5-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
4	5-4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設次に掲げるもの
	(1)	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。)
	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。)
6 イ ロ	5-6-	木材加工機械
	(1)	ドラムバーカー
	(2)	チップパー(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
7	5-7	印刷機(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。)
9	5-9	合成樹脂用射出成型機
10	5-10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
	5-11-	金属加工の用に供する施設
	(1)	圧延機械
	(2)	製管機械
	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)(原動機の定格出力が 3.75kW 以上)
	5-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く)(定格出力が 10kW 以上)
	5-13	冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上)

「振動規制法施行令」(和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)  
「宮城県公害防止条例施行規則」(成 7 年 927 日宮城県規則第 79 号)より作成

c. 特定建設作業・指定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業（特定建設作業）については、予め届出を行うとともに作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。また、「仙台市公害防止条例」では、指定建設作業について、区域に応じた振動の規制基準が定められている。特定建設作業に係る振動の規制基準は表 3.2.7-21 に、指定建設作業に係る振動の規制基準は表 3.2.7-22 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 3.2.7-21 特定建設作業に係る振動の規制基準（振動規制法）

特定建設作業の種類	敷地境界線における振動レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1	75dB	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2							
3							
4							
注) 1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校等の敷地の周囲おおむね80m以内の区域。 ※仙台市は市街化調整区域を含む。 2号区域：工業地域のうち学校等の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く区域。 学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム							

「振動規制法施行令」(51年10月22日政令第280号)  
 「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」(成24年3月30日宮城県告示第310号)  
 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月、総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により、市長が指定する区域について」(平成8年3月仙台市告示第189号)  
 「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」(平成24年4月1日塩竈市告示第100号)  
 「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」(平成27年5月29日多賀城市告示第96号)より作成

表 3.2.7-22 指定建設作業に係る振動の規制基準（仙台市公害防止条例）

指定建設作業の種類		敷地境界線における振動レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
イ	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB (但し学校等の周囲50mの区域内にある場合には70dB)	午前7時から	午前6時から	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
ロ	振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業		午後7時	午後9時				

指定建設作業は、作業地点が連続的に移動するものにあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

注) 1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、市街化調整区域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校等の敷地の周囲おおむね80m以内の区域。  
2号区域：工業地域のうち学校等の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く区域。  
学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

〔「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日仙台市条例第5号）  
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成〕



## エ. 悪臭

### a. 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22項目)による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表 3.2.7-23 に示すとおりである。塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町では、悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制(敷地境界線臭気指数 15)が行われている。

規制対象は、規制地域内の全事業場である。

調査範囲の規制地域は図 3.2.7-7 に示すとおりである。

表 3.2.7-23 悪臭防止法に基づく規制基準(仙台市)  
(特定悪臭物質の種類及び許容濃度)

特定悪臭物質の種類	基準濃度 (ppm)
アンモニア	1
イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002
イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02
酢酸メチル	3
硫化メチル	0.01
メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009
トルエン	10
トリメチルアミン	0.005
スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05
キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05
プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルパレルアルデヒド	0.009
イソ吉草酸	0.001

「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」  
(平成8年3月1日仙台市告示第109号)  
「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」(仙台市HP)より作成

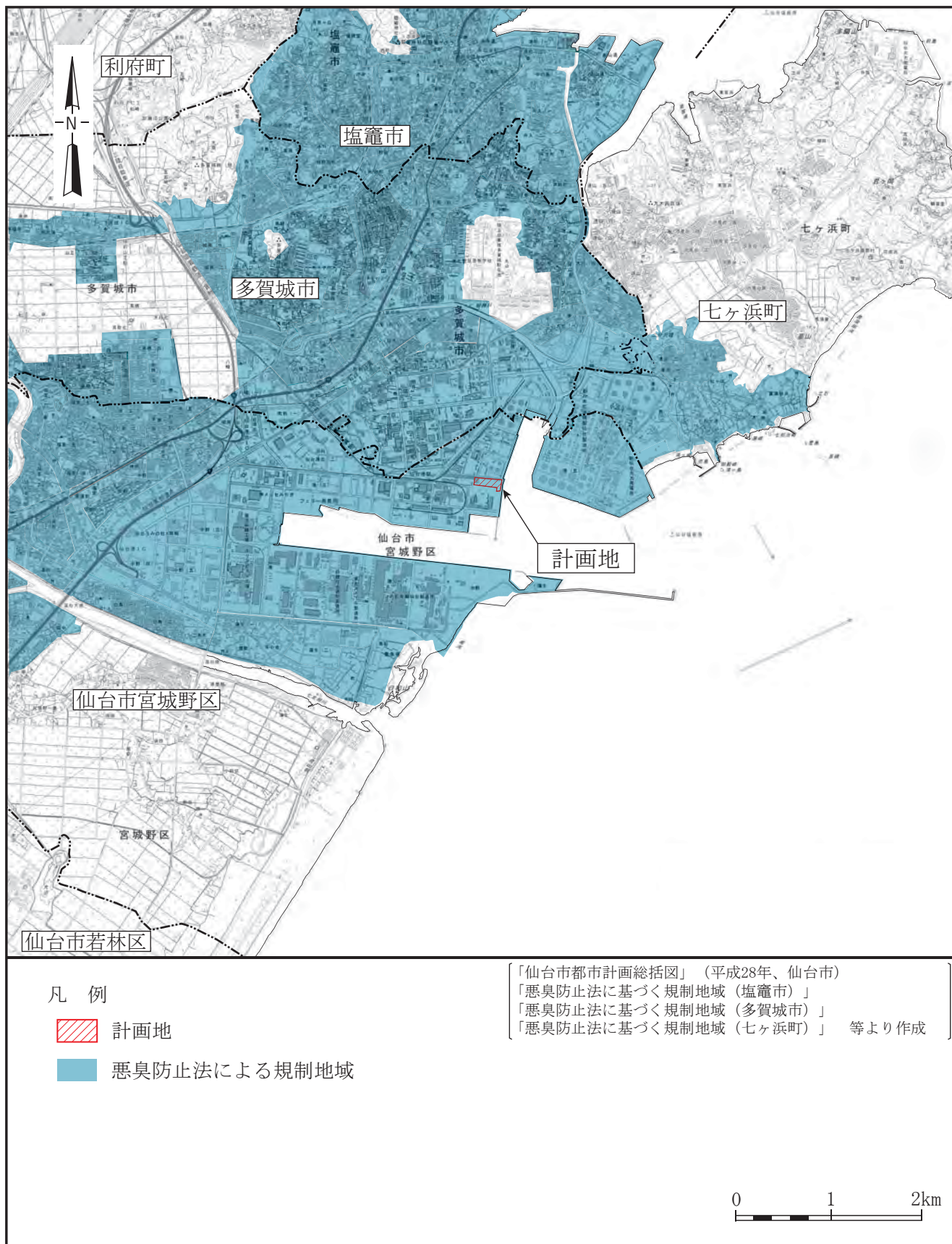


図3.2.7-7 悪臭防止法による規制地域

**b. 宮城県公害防止条例**

「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、特定施設(魚腸骨処理場、有機質肥料製造施設)に対し、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数 15)を定めている。

**c. 宮城県悪臭公害防止対策要綱**

「宮城県悪臭公害防止対策要綱」では、県内全域の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の施設及び作業に伴って発生する悪臭について、臭気強度による規制基準(敷地境界で臭気強度 1.8)を定めている。

**d. 仙台市悪臭対策指導要綱**

「仙台市悪臭対策指導要綱」では、仙台市内全域の全業種の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気濃度による指導基準(敷地境界で臭気濃度 10)を定めている。

## オ. 水質汚濁

### a. 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）がある。このほか、人の健康と保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表 3.2.7-24 及び表 3.2.7-25 に示すとおりである。

表 3.2.7-24 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
クロム（六価）	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注) 1. 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

2. 検出されないこととは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

「水質汚濁に係る環境基準について別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境省告示第 59 号）  
 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」（平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 78 号）  
 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施工について（通知）」（環水大発第 191130004 号、環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日）  
 「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 127 号）（環水大発第 1411171 号平成 26 年 11 月 17 日）より作成

表 3.2.7-25 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）公共用水域

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成11年2月22日環水規第58号 環水管第49号)  
「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」(平成21年11月30日環境省告示第78号)  
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号 平成21年11月30日)  
より作成

また、生活環境の保全に関する環境基準は表 3.2.7-26 及び表 3.2.7-27 に示すとおりである。このほかに、水生生物の保全に係る項目として、表 3.2.7-28 に示すクロロホルム等 6 項目が「要監視項目」とされている。

生活環境項目について、河川、海域ごとにあてはめるべき水域と類型を表 3.2.7-29 及び図 3.2.7-8 に示す。調査範囲内では、七北田川中流が B 類型（河川）、砂押川、貞山運河、七北田川下流、梅田川が C 類型（河川）、仙台港地先海域（甲）が C 類型（海域）、仙台港地先海域（乙）が B 類型（海域）、仙台港地先海域（丙）が A 類型（海域）に指定されている。

表 3.2.7-26(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全、及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水道 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

- 注) 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」  
（昭和 46 年 12 月 28 日環境省告示第 59 号）より作成

表 3.2.7-26(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準(河川))

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

〔「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日環境省告示第59号)より作成〕

表 3.2.7-27(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準(海域))

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びBの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以下	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以下	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以下	—	—

- 注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。  
 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日環境省告示第59号)より作成〕

表 3.2.7-27(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準(海域))

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

注) 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

4. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

5. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」  
(昭和46年12月28日環境省告示第59号)より作成

表 3.2.7-27(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準(海域))

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」  
(昭和46年12月28日環境省告示第59号)より作成

表 3.2.7-27(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準(海域))

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生 する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保 全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生 生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水 域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生 する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

注) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」  
(昭和46年12月28日環境省告示第59号)より作成



表 3.2.7-28 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に関する環境基準）

項目	淡水域		海水域	
	類型	指針値	類型	指針値
クロロホルム	生物A	0.7 mg/L 以下	生物A	0.8 mg/L 以下
	生物特A	0.006 mg/L 以下	生物特A	0.8 mg/L 以下
	生物B	3 mg/L 以下		
	生物特B	3 mg/L 以下		
フェノール	生物A	0.05 mg/L 以下	生物A	2 mg/L 以下
	生物特A	0.01 mg/L 以下	生物特A	0.2 mg/L 以下
	生物B	0.08 mg/L 以下		
	生物特B	0.01 mg/L 以下		
ホルムアルデヒド	生物A	1 mg/L 以下	生物A	0.3 mg/L 以下
	生物特A	1 mg/L 以下	生物特A	0.03 mg/L 以下
	生物B	1 mg/L 以下		
	生物特B	1 mg/L 以下		
4-t-オクチルフェノール	生物A	0.001 mg/L 以下	生物A	0.0009 mg/L 以下
	生物特A	0.0007 mg/L 以下	生物特A	0.0004 mg/L 以下
	生物B	0.004 mg/L 以下		
	生物特B	0.003 mg/L 以下		
アニリン	生物A	0.02 mg/L 以下	生物A	0.1 mg/L 以下
	生物特A	0.02 mg/L 以下	生物特A	0.1 mg/L 以下
	生物B	0.02 mg/L 以下		
	生物特B	0.02 mg/L 以下		
2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03 mg/L 以下	生物A	0.02 mg/L 以下
	生物特A	0.003 mg/L 以下	生物特A	0.01 mg/L 以下
	生物B	0.03 mg/L 以下		
	生物特B	0.02 mg/L 以下		

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」  
 （平成 15 年 11 月 5 日 環水企発 031105001 号・環水管発第 031105001 号）  
 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」  
 （平成 25 年 3 月 環水大水発第 1303272 号）より作成

表 3.2.7-29 生活環境の保全に関する類型指定状況

水系・水域名		水域の範囲	類 型	期 間	年月日	指定機関
河川	松島湾	砂押川上流（多賀城堰より上流）	C	イ	H17.9.16 (S46.5.25 閣議決定の 改訂)	県
		砂押川下流（多賀城堰より下流）	C	イ	H17.9.16 (S46.5.25 閣議決定の 改訂)	県
		貞山運河（仙台塩釜港仙台地区と 塩釜港を結ぶ水路）	C	イ	H17.9.16 (S46.5.25 閣議決定の 改訂)	県
	七北田川	七北田川中流（七北田橋より梅田 川合流点まで）	B	ロ	S47.4.28	県
		七北田川下流（梅田川合流点より 下流）	C	ロ	S47.4.28	県
		梅田川（七北田川合流点より上流）	C	イ	H17.9.16 (S45.9.1 閣議決定の 改訂)	県
海域	仙台港地先	仙台港地先海域（甲）兜島南端と 南防波堤突端を結ぶ線の内側の港 内	C	イ	S47.4.28	県
		仙台港地先海域（乙）仙台港北防 波堤基部より半径 2000mの円内に 囲まれた海域（C海域を除く）と 七北田河口右岸から南側 3000mの 地点と南防波堤を結ぶ汀線より前 面 1200mの海域	B	イ	S47.4.28	県
		仙台港地先海域（丙）宮城郡七ヶ 浜町花淵浜字寺浜 26 番地、花淵崎 から仙台市荒浜に至る陸岸の地先 海域であって、仙台港地先海域 （甲）及び仙台港地先海域（乙） に係る部分を除いたもの。	A	イ	S47.4.28	県

イ：直ちに達成、

ロ：5年以内で可及的速やかに達成、

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成、

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。


「環境基準の水域類型の指定」（昭和 47 年 4 月 28 日宮城県告示第 373 号）  
「環境基準と類型あてはめ」（宮城県 HP）より作成




凡 例


 計画地


類型指定 (河川)


 B類型 (県指定)

 C類型 (県指定)

類型指定 (海域)

 A類型 (県指定)

 B類型 (県指定)

 C類型 (県指定)

0 1 2km

図3.2.7-8 水質に係る類型指定状況

**b. 排水基準**

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は「水質汚濁防止法」、「宮城県公害防止条例」及び「仙台市公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表 3.2.7-30 及び表 3.2.7-31 に示すとおりである。

表 3.2.7-30 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

有害物質の種類	一律排水基準	地下浸透基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
有機燐化合物 <sup>注1)</sup>	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	0.0002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	0.0004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	0.0002 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下	0.0003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
ほう素及びその化合物（海域以外）	10 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
ほう素及びその化合物（海域）	230mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物（海域以外）	8 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物（海域）	15 mg/L 以下	
アンモニア、アンモニア化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 <sup>注2)</sup> mg/L 以下	<sup>注3)</sup>
塩化ビニルモノマー	—	0.0002 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下

- 注) 1. パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。  
 2. アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。  
 3. アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては0.2 mg/L、硝酸化合物にあつては0.2 mg/L以下  
 4. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 5. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。  
 6. ※1 ホウ素及びその化合物、アンモニア、アンモニア化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサンについては、仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。  
 ※2 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は、0.2mg/L  
 ※3 ふっ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は、15mg/L  
 ※4 カドミウムに係る宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例の排水基準は、0.1mg/L

「排水基準を定める省令」（昭和46年6月総理府令第35号）  
 「水質汚濁防止法施行規則」（昭和46年6月総理府・通商産業省令第2号）  
 「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第779号）  
 「仙台市公害条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）  
 「水質汚濁防止法施行規則第六條の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年8月21日環境庁告示第39号）より作成

表 3.2.7-31 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境項目に係る排水基準）

項目	区分	許容限度				
		水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
		一般排水基準	特別排水基準 <sup>※1※5</sup>			
			下水道整備区域	その他の区域		
排水	50m <sup>3</sup> /日以上	25m <sup>3</sup> /日以上		50m <sup>3</sup> /日以上 25m <sup>3</sup> /日以上 <sup>※4</sup>		
水素イオン濃度 (pH)	海域に排出する場合	5.0 以上 9.0 以下	—	—	5.0 以上 9.0 以下	5.0 以上 9.0 以下
	海域以外に排出する場合	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (120mg/L)	30mg/L (20mg/L)	130mg/L (100mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (150mg/L)	90mg/L (70mg/L)	200mg/L (150mg/L)	200mg/L (150mg/L)	200mg/L (150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L	30mg/L	30mg/L	30mg/L	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
銅含有量		3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L	5mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L
クロム含有量		2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L
大腸菌群数		(3000 個/cm <sup>3</sup> )	(3000 個/cm <sup>3</sup> )	(3000 個/cm <sup>3</sup> )	(3000 個/cm <sup>3</sup> )	(3000 個/cm <sup>3</sup> )
窒素含有量 <sup>※2</sup>		120mg/L (60mg/L)	120mg/L (60mg/L)	120mg/L (60mg/L)	120mg/L (60mg/L)	—
燐含有量 <sup>※3</sup>		16mg/L (8mg/L)	16mg/L (8mg/L)	16mg/L (8mg/L)	16mg/L (8mg/L)	—

注) 1. () 内の数値は日間平均値

2. 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。
3. 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
4. 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
5. 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに※1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m<sup>3</sup>以上の事業場が規制対象となる。
6. 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m<sup>3</sup>以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

「環境基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)  
 「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日宮城県条例第40号)  
 「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第779号)  
 「仙台市公害条例気施行規則」(平成8年3月29日仙台市規則第25号)  
 「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日宮城県条例第40号)より作成

### c. 下水排除基準

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」及び各市町の下水道条例により、表 3.2.7-32 に示すとおり下水排除基準が定められている。

表 3.2.7-32 下水排除基準

対象物質又は項目		下水排除基準
水温 ※1		45 (40) °C 未満
水素イオン濃度 (pH) ※1		5.0 を超え 9.0 (5.7 を超え 8.7) 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) ※1		600 (300) mg/L 未満
浮遊物質 (SS) ※1		600 (300) mg/L 未満
沃素消費量		220mg/L 未満
ノルマルキチン抽出物含有量	鉱油類	5mg/L 以下
	動植物油脂類	30mg/L 以下
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L 以下
シアン化合物		1mg/L 以下
有機リン化合物		1mg/L 以下
鉛及びその化合物		0.1mg/L 以下
六価クロム化合物		0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物		0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L 以下
ジクロロメタン		0.2mg/L 以下
四塩化炭素		0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L 以下
チウラム		0.06mg/L 以下
シマジン		0.03mg/L 以下
チオベンカルブ		0.2mg/L 以下
ベンゼン		0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物		0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物 ※2		10 [230] mg/L 以下
ほう素及びその化合物 ※2		8 [15] mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.5mg/L 以下
フェノール類		5mg/L 以下
銅及びその化合物		3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物		2mg/L 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)		10mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)		10mg/L 以下
クロム及びその化合物		2mg/L 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 ※2		380 (125) mg/L 未満
窒素含有量 ※1 ※4		240 (150) mg/L 未満
りん含有量 ※1 ※4		32 (20) mg/L 未満
ダイオキシン類 ※3		10pg/L 以下

- 注) 1. ( ) 内は製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準。  
 2. 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の [ ] の排除基準は海域を放流先とする終末処理場の処理区の場合に適用  
 3. 規制対象となる事業場のみ適用。  
 4. 水濁法第3条第1項の規定により環境省令に定められた窒素含有量または、りん含有量についての排出基準がその放流水に適用される下水道に排除する下水にのみ適用。

「下水道法施行令」(昭和34年4月政令第147号)  
 「仙台市下水道条例」(昭和35年10月仙台市条例第19号)  
 「塩竈市下水道条例」(昭和37年3月31日塩竈市条例第13号)  
 「多賀城市下水道条例」(昭和53年3月15日多賀城市条例第11号)  
 「七ヶ浜町下水道条例」(昭和55年3月25日七ヶ浜町条例第12号)  
 「利府町下水道条例」(昭和54年12月21日利府町条例第14号)より作成

## カ. 地下水の水質

### a. 環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.7-33 に示すとおりである。

また、人の健康と保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 24 項目が「要監視項目」とされ、水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。要監視項目の指針値は表 3.2.7-34 に示すとおりである。

表 3.2.7-33 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下

注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。

[「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)より作成]

表 3.2.7-34 要監視項目及び指針値(人の健康の保護に係る項目)地下水

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス(IPP)	0.008 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	-
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	ニッケル	-
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(平成21年11月環水大発第0911300004号・環水大土発第091130005号)より作成

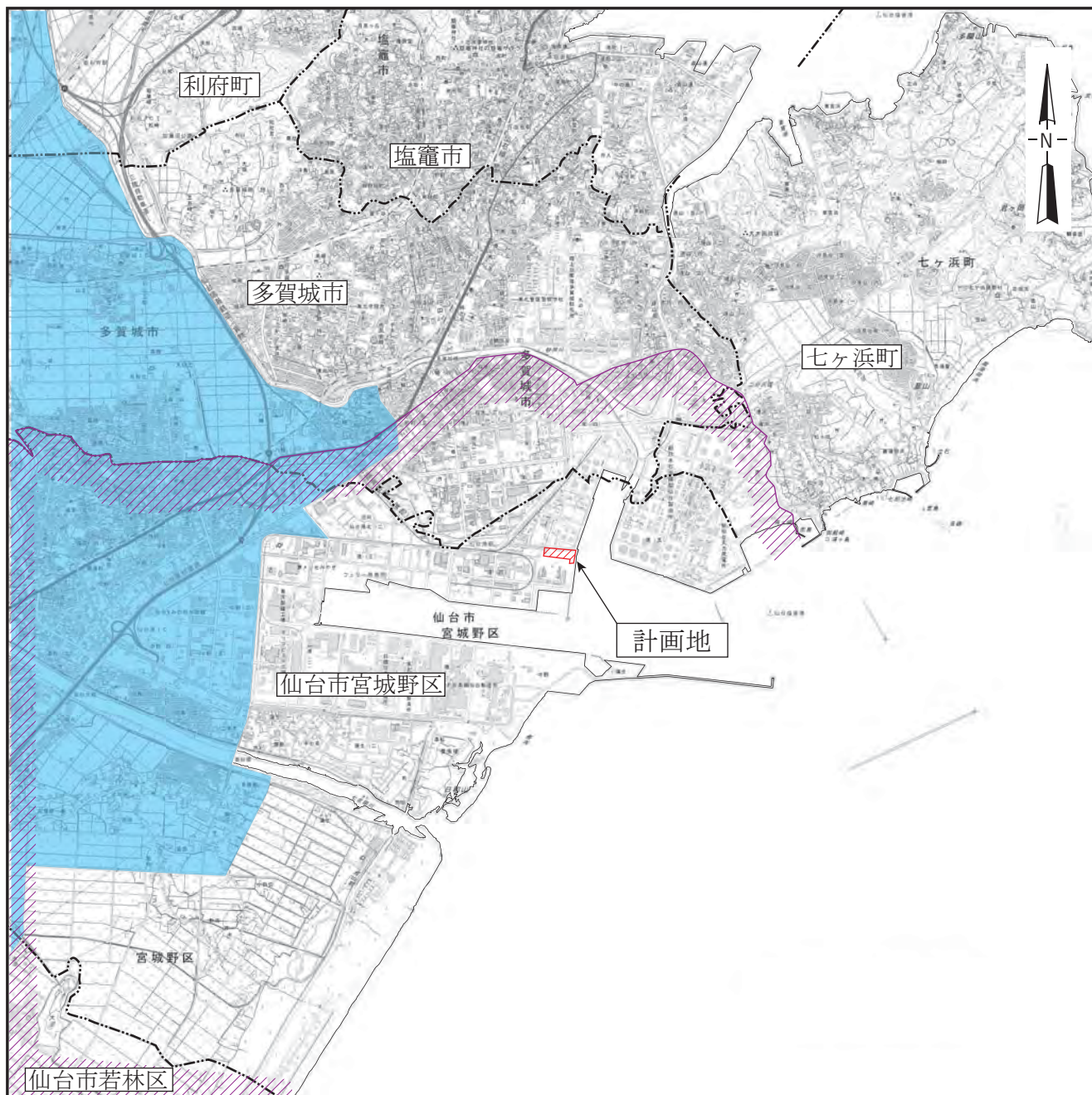


#### キ. 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っており、地下水採取の規制地域等は、図 3.2.7-9 に示すとおりである。計画地は「宮城県公害防止条例」に基づく地下水採取規制地域に含まれないが、「工業用水法」に基づく地下水採取規制の指定地域に含まれる。




#### ク. 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2.7-35 に示すとおりである。



〔「平成26年度公害資料（地盤沈下編）」（平成26年、宮城県環境生活部）より作成〕

凡 例

-  計画地
-  地下水採取規制地域
-  工業用水法指定地域

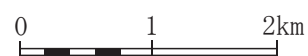


図3.2.7-9 地下水採取の規制地域等

表 3.2.7-35 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1kg につき 0.4mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
ヒ素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ農用地（田に限る。）で土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）で土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下

- 注) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。  
 [「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月環境庁告示第46号）より作成]

## ケ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.7-36 に示すとおりである。

表 3.2.7-36 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。  
 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)より作成

コ. 日照障害

a. 日影規制

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく日影規制の状況は、表 3.2.7-37及び図 3.2.7-10 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、日影規制の対象地域ではない。

表 3.2.7-37(1) 日影規制 (仙台市)

対象地域	建築基準法別表第4(に)欄	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
				敷地境界線から10m以内	敷地境界線から10m超
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域	(1)	軒の高さ7m超又は3階以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	(2)	高さ10m超	4.0m	4時間	2.5時間
第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域、 準工業地域	(2)	高さ10m超	4.0m	5時間	3時間

注) 工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域は規制がない。

〔「建築基準法」(昭和25年5月、法第201号)  
「宮城県建築基準条例」(昭和35年7月21日宮城県条例第24号)より作成〕

表 3.2.7-37(2) 日影規制 (仙台市以外)

対象地域		建築基準法別表第4(に)欄	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
					敷地境界線から10m以内	敷地境界線から10m超
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域	高度地区の区域	(1)	軒の高さ7m超又は3階以上	1.5m	3時間	2時間
	高度地区以外の区域	(2)	軒の高さ7m超又は3階以上	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域		(2)	高さ10m超	4.0m	4時間	2.5時間
第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、		(2)	高さ10m超	4.0m	5時間	3時間

注) 近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域は規制がない。

〔「建築基準法」(昭和25年5月、法第201号)  
「宮城県建築基準条例」(昭和35年7月21日宮城県条例第24号)より作成〕



凡 例

 計画地

〔「仙台市都市計画総括図」(平成28年、仙台市)  
 「建築基準法」(昭和25年5月24日法第201号)  
 「宮城県建築基準条例」(昭和35年7月21日宮城県条例第24号)より作成〕

	制限を受ける 建築物	平均地盤 面からの 高さ	日影時間	
			敷地境界線から 10m以内	敷地境界線から 10m超
	軒の高さ 7m超又は3階以上	1.5m	3.0時間	2.0時間
	軒の高さ 7m超又は3階以上	1.5m	4.0時間	2.5時間
	高さ 10m超	4.0m	4.0時間	2.5時間
	高さ 10m超	4.0m	5.0時間	3.0時間

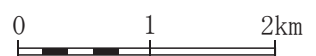


図3.2.7-10 日影規制図

### ③ 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日に景観法に基づく「仙台市『杜の都』景観計画」を策定し、同年7月1日より施行されている。

仙台市全域を対象とした景観計画区域内では、建築物及び工作物に対する取組として、届出の対象となる行為と良好な景観形成のための行為の制限を定めている。計画地は、「市街地景観のゾーン」の流通業務地ゾーンに位置付けられており、届出対象行為及び行為の制限は、表3.2.7-38及び表3.2.7-39に示すとおりである。

また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」により景観重要建造物、景観重要樹木を指定するが、調査地域内での指定はない。

屋外広告物に関する行為については、「仙台市屋外広告物条例」に基づき、表3.2.7-40に示すとおり、禁止地域、許可地域を定めている。また、景観重点区域を広告物景観地域に、広告物等に関する優れた景観を形成する広告物モデル地区を定めているが、調査地域内に広告物景観地域、広告物モデル地区の指定はない。

表 3.2.7-38 届出対象行為等

届出対象規模（表のいずれかに該当するもの）	
建築物	高さが20mを超えるもの
	延べ面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物	高さが30mを超えるもの
	延長が50mを超える橋りょう、高架道路、アーケード等
	高さが6mを超え、かつ延長が50mを超える擁壁（道路に沿って築造されたもの）
建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが30mをこえるもの

〔「杜の都の風土を育む景観条例」（平成7年3月16日仙台市条例第5号）より作成〕

表 3.2.7-39 景観計画区域（市街地ゾーン）における行為の制限

対象項目		市街地景観のゾーン	
		商業業務地ゾーン、沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーン 流通業務地ゾーン、行楽地ゾーン	
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。</li> <li>・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。</li> <li>・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。</li> <li>・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。</li> <li>・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。</li> <li>・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> <li>・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。</li> <li>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 色相5R～5Yの場合 彩度6以下 その他の場合 彩度2以下</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。</li> <li>・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。</li> </ul>	
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> </ul>	

〔「仙台市『杜の都』景観計画』（平成21年3月、仙台市）より作成〕



表 3.2.7-40 屋外広告物に関する地域指定

地域	概要	該当する地域
禁止地域	広告物を掲出できない地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域</li> <li>・国立・国定・県立の自然公園、各種の都市公園、風致地区、風致保安林、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域内</li> <li>・国宝・重要文化財・県指定文化財・史跡名勝、天然記念物の指定地域内</li> <li>・官公署、学校、図書館、美術館、変電所、公衆便所などの公共施設敷地内</li> <li>・古墳、墓地、火葬場・葬祭場・寺社・仏堂・教会などの敷地内</li> <li>・広瀬川の清流を守る条例に基づく環境保全区域</li> <li>・東北自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、東北新幹線の両側 500m 以内（商業地域を除く地域。ただし、市街化区域にあつては路面高以上で視認可能な部分に限る。なお、道路については休憩所及び給油所を除く）、JR 線市内全区間</li> </ul>
許可地域	禁止地域以外の場所 第一種～第三種に区分される	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第一種許可地域 都市計画区域外の区域、市街化調整区域、第二種低層住居専用地域</li> <li>■第二種許可地域 第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域</li> <li>■第三種許可地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域のうち、市長が指定する幹線道路（一般国道 4 号線（仙台バイパス）、一般国道 45 号線の一部区間、主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）の一部区間、主要地方道仙台・松島線（利府街道）の一部区間）の境界線から 30m 以内の地域</li> </ul>

〔「仙台市屋外広告物条例のしおり」（平成 27 年、仙台市）より作成〕

## (2) 行政計画・方針等

### ① ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020

仙台市総合計画「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」の基本構想は、21世紀半ばを展望して目指す都市の姿を示し、市民と行政とが共有しながら実現に向けて共に取り組む指針となるものである。

基本計画は、基本構想に基づく長期計画であり、表 3.2.7-41 に示すとおり、都市像の実現を牽引する4つの重点政策を定めている。また、基本計画では、区別計画が定められており、計画地の位置する宮城野区における主な施策の基本方向は表 3.2.7-42 に示すとおりである。宮城野区における地域区分は図 3.2.7-11 に示すとおりである。このうち計画地は「東部住宅・産業・田園地域」に位置しており、「東部住宅・産業・田園地域」の基本方向は表 3.2.7-43 に示すとおりである。

表 3.2.7-41 重点政策

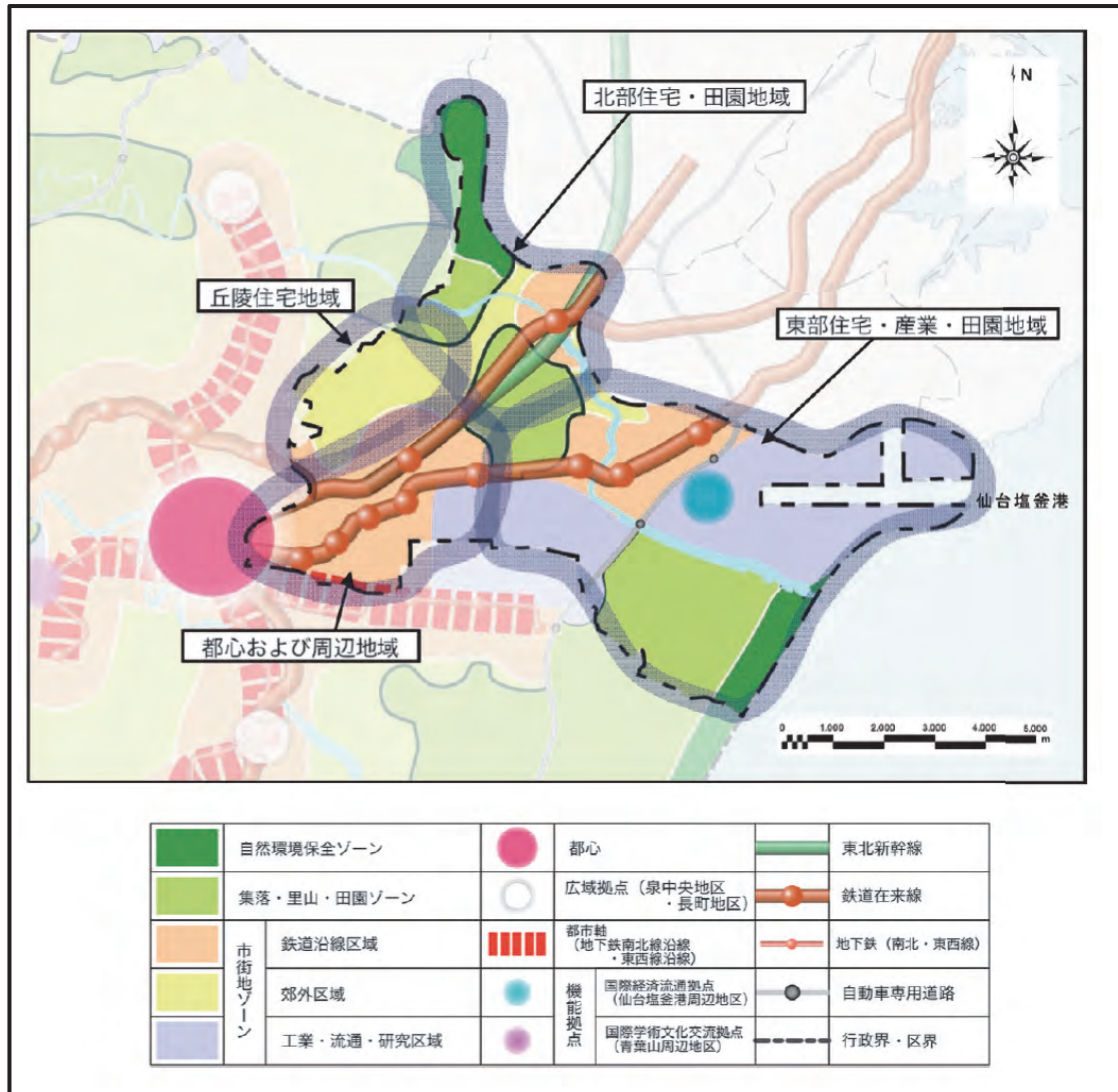
重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びを楽しむミュージアム都市の推進</li> <li>・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり</li> <li>・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力</li> </ul>
地域で支え合う心豊かな社会づくり	共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生・健康社会づくり</li> <li>・子育て応援社会づくり</li> <li>・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み</li> </ul>
自然と調和した持続可能な都市づくり	暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素・資源循環都市づくりの推進</li> <li>・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の促進</li> <li>・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成</li> <li>・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり</li> </ul>
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結び付け、様々な戦略的プロジェクトを生み出しながら東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業の飛躍と競争力の強化</li> <li>・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み</li> <li>・未来への活力を創る産業の育成・誘致</li> <li>・新たな都市軸の形成と活用</li> </ul>

〔「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年、仙台市)より作成〕

表 3.2.7-42 宮城野区における主な施策の基本方向

<p>自然の恵みと 調和しつつ、 安全・安心の宮 城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近い将来に発生が確実視される宮城県沖地震や津波、大雨などによる被害を最小限にとどめるため、地域防災力の向上、民間住宅等の耐震対策の支援など、災害に強いまちづくりの促進を図ります。</li> <li>・区的地勢的状况や都市化に伴う内水被害への対策として、雨水排水対策を推進します。</li> <li>・都市計画道路など、区内の主要幹線道路の整備を推進します。また、幹線的な道路の拡幅や歩道設置、事故多発の交差点・踏切などの改善を実施し、地域内交通の円滑化を図っていきます。</li> <li>・老朽化が見られる公園や植栽の適正な管理など、安全確保と防災対策の向上を図ります。</li> <li>・岩切大橋や高砂大橋などの地域の主要橋りょうの補修工事の実施や、区内全域の街路灯の照度アップを図り、安全で安心な通行を確保していきます。</li> <li>・七北田川や蒲生干潟等の海岸線、貞山運河などを結び、相乗的に豊かな水辺環境の創出を図り、その魅力を発信していきます。</li> <li>・地域で活動する企業・団体、さらに市民活動の力を得て区の独自事業として取り組んでいる「おらほの公園草刈隊」のさらなる拡がりに向けて、積極的な支援策を展開します。</li> </ul>
<p>広く交流し、活 力あふれる宮 城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台の新しい顔である仙台駅東口から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場に至る宮城野通周辺での活力ある賑わい創出のため、道路・公園等の公共空間を活用したイベントなどの開催を支援していくとともに、宮城野通に面する企業・団体・町内会などと連携し、快適な空間を創出していきます。</li> <li>・鉄道の各駅前広場と路線バスとの結節機能を高め、日常生活における交通の利便性の向上を図ります。</li> <li>・都市圏北部の大規模製造業の立地などに伴う仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向けた取り組みを進めます。また、仙台塩釜港一帯を市民が集う憩いの場とするため、魅力ある公園の整備を進めます。</li> <li>・地域が持つ魅力を掘り起し、人が集まる活力に満ちたまちづくりを進めます。</li> <li>・図書館、区中央市民センター、児童館などを併設した複合施設宮城野区文化センターを開設し、さまざまな交流を促進します。</li> <li>・市民力のさらなる発展を支援するため、みやぎの区民協議会と連携し、区に縁のある個人や活動団体のネットワーク形成の機会を提供します。</li> <li>・農に関する情報提供や交流機会の創出、食育の推進など、市民の相互理解やパートナーシップの形成により、都市部と農村部の「ひと」と「もの」が交流する仕組みを構築します。</li> </ul>
<p>人々が支え合 い、共生する宮 城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児サークル、保育所、児童館、市民センター、民生児童委員等の地域の子育て支援関係者との協働により、子どもと子育て家庭を応援する地域コミュニティづくりを進めます。</li> <li>・乳幼児、児童、青少年などの健全育成の観点から、地域団体や関係機関と連携して、孤立する子育て家庭への予防対策を含む要保護児童対策を推進します。</li> <li>・介護予防・健康づくりを自主サークル活動などの住民主体の取り組みとすることにより、希薄になりつつある人々のかかわりの機会を確保し、人々が支え合う地域づくりを進めます。</li> <li>・認知症やうつといった高齢社会における課題への対応を通して、人々が支え合う地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにします。</li> <li>・地域住民、関係機関と協働して防犯活動を進めます。</li> <li>・女性や高齢者、障害者などの状況を視野に取り込みながら、地域住民や関係機関と協働で、地震、津波などの減災への取り組みを進めます。</li> <li>・マンション等の集合住宅における町内会の形成推進をはじめ、地域活動の中心となる町内会の支援を行うなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。</li> </ul>
<p>生涯を通じて 学び、次世代を 育む宮城野の 里</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが暮らす地元の歴史や文化を学ぶ地元学発祥の区として、世代間交流を図りながら、地域文化を継承するなどの地元学の新たな展開を、小中学校などと連携し、推進します。</li> <li>・地域課題について市民センターと共有を図りながら、市民センターの生涯学習機能と区役所の地域支援機能を融合し、地域づくり活動を推進します。</li> <li>・区内に数多く存在する史跡や埋蔵文化財包蔵地について適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的・地域資源の良好な保存に努めます。</li> <li>・教育における「生きる力」の育成には、幅広い体験活動などが必要とされる中、地域と学校との相互連携を支援していきます。</li> <li>・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの中で、初めて子育てを経験する親とその子どもの育ちのため、孤立化を防ぐためのコミュニケーション能力の育成に取り組めます。</li> <li>・宮城野区のさまざまな資源を活用しながら、市民活動・地域活動を支えている市民力の育成と向上支援を継続的に進めます。</li> </ul>

〔ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020〕（平成 23 年、仙台市）より作成



〔「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年、仙台市）より作成〕

図 3.2.7-11 宮城野区の地域区分図

表 3.2.7-43 宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向（東部住宅・産業・田園地域）

<p>東部住宅・産業・田園地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施します。</li> <li>・仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称)仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。</li> <li>・市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施します。</li> <li>・蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図ります。</li> <li>・津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進めます。</li> <li>・西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図ります。</li> </ul>
---------------------	---

〔「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年、仙台市）より作成〕

## ② 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

杜の都環境プランは、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものであり、仙台市の計画の体系の中では、仙台市総合計画で掲げる都市像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられる。なお、本プランは平成23年3月に策定されたのち、平成27年度に中間評価を実施し平成28年3月に改定されている。本プランで掲げる「目指す環境都市像」と4つの「分野別の環境都市像」を表3.2.7-44に示す。環境都市像を実現するため、本プランでは、表3.2.7-45に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されており、これらの分野に共通する仕組みづくり、人づくり等について、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として施策体系に加えている。

表 3.2.7-44 「杜の都環境プラン」により目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台	
分野別の 環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成28年、仙台市）より作成〕

表 3.2.7-45 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

低炭素都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成 32 年度（2020 年度）における温室効果ガス排出量を平成 22 年度（2010 年度）比で 0.8%以上削減します。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー効率の高い都市構造・空間をつくる</li> <li>・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める</li> <li>・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li> <li>・気候変動によるリスクに備える</li> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li> </ul>
資源循環都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成 32 年度（2020 年度）におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。</li> <li>■平成 32 年度（2020 年度）におけるリサイクル率を 35%以上とします。</li> <li>■平成 32 年度（2020 年度）における燃やすごみの量を 305,000t 以下とします。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源を大切に使う</li> <li>・資源のリサイクルを進める</li> <li>・廃棄物の適正な処理を進める</li> </ul>
自然共生都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成 32 年度（2020 年度）におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。</li> <li>■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</li> <li>■身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を守り、継承する</li> <li>・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする</li> <li>・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める</li> <li>・豊かな水環境を保つ</li> </ul>
快適環境都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。</li> <li>■平成 32 年度（2020 年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ</li> <li>・景観・歴史・文化等に優れた地域づくりを進める</li> </ul>
良好な環境を 支える仕組み づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成 32 年度（2020 年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常に行っている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる</li> <li>・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</li> <li>・環境づくりを支える市民力を高める</li> <li>・環境についての情報発信や交流・連携を進める</li> </ul>

〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 28 年、仙台市）より作成〕

また、本プランでは、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとに土地利用の基本的な考え方や環境配慮の指針が示されており、本事業が位置する市街地地域の指針は、表 3.2.7-46 に示すとおりである。

また、表 3.2.7-47 に示すとおり、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の環境配慮の指針」が示されている。

表 3.2.7-46 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

市 街 地 地 域	基本的な 考え方	<p>本地域においては、本市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないよう留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	環 境 配 慮 の 指 針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁や舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。</li> <li>(3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。</li> <li>(4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。</li> <li>(5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。</li> <li>(6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。</li> <li>(7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表被覆の改善に努める。</li> <li>(8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。</li> </ol>

〔「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成28年、仙台市)より作成〕

表 3.2.7-47 「杜の都環境プラン」に掲げる開発事業等における  
段階別の環境配慮の指針

(1) 企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
(2) 計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
(3) 実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</li> <li>○緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ul>

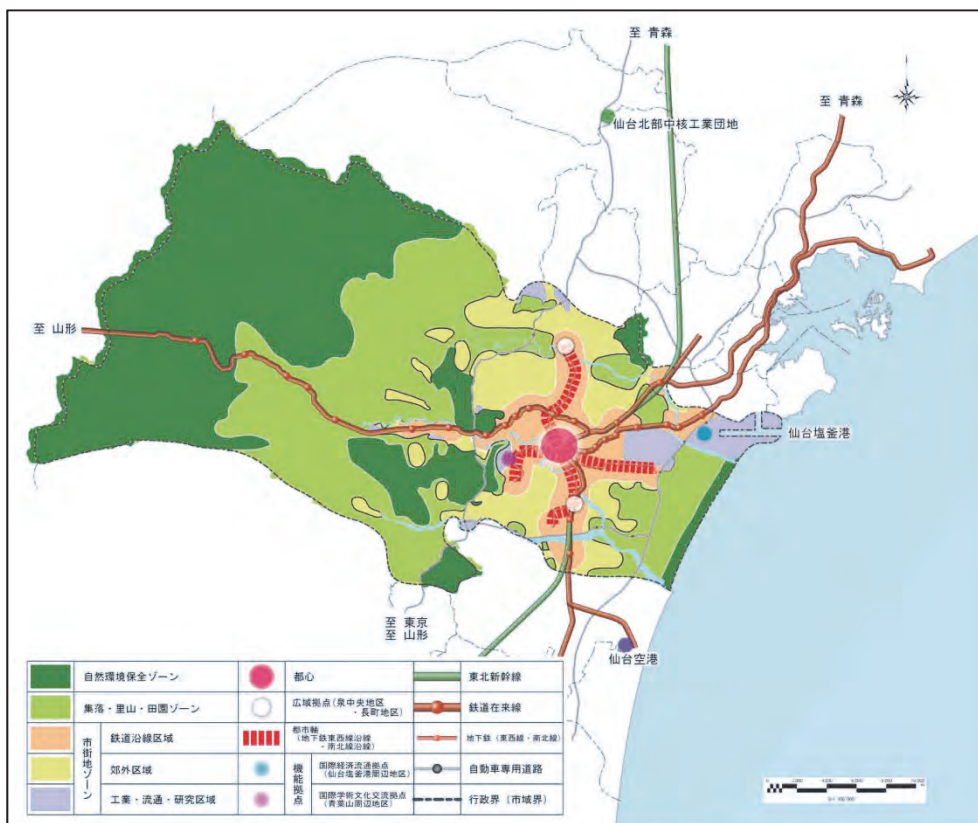
〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成28年、仙台市）より作成〕



### ③ 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として策定されたものである。東日本大震災の発生を含めた社会経済情勢の変化や市がめざす都市像の変更に対応して、平成 24 年 3 月に改定されている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」が掲げられており、図 3.2.7-12 に示すとおり、「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の 3 つに区分して土地利用の基本方針が定められている。計画地は「市街地ゾーン(工業・流通・研究区域)」に位置する。また、表 3.2.7-48 に示すとおり、今後取り組む 5 つの基本的な方向と 15 の方針を定め、具体的な施策展開の方向が示されている。



「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」  
(平成 24 年、仙台市) より作成

図 3.2.7-12 宮城野区の地域区分図

表 3.2.7-48(1) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市づくりの目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
<p>杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いある都市</p>	<p>【土地利用】 自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります</p>	都心の機能強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>①多様な都市機能の集積・高度化</li> <li>②都市基盤の整備と市街地環境の改善</li> <li>③都心交通環境の改善・強化</li> <li>④緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出</li> <li>⑤利便性を生かした都心居住の推進</li> </ul>
		拠点の機能強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化</li> <li>②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積</li> </ul>
		都市構造の基軸となる都市軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携</li> <li>②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新</li> <li>③都市軸沿線居住の推進</li> </ul>
		良好な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実</li> <li>②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積</li> <li>③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用</li> <li>④住み替えしやすい環境の構築</li> </ul>
		郊外区域の地域再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>①暮らしを支える都市機能の維持・改善</li> <li>②生活に必要な地域交通の確保</li> <li>③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化</li> </ul>
		自然環境の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>①豊かな自然環境や水環境の保全・継承</li> <li>②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化</li> <li>③多様な生態系の保全と水源の涵養</li> <li>④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生</li> </ul>
	<p>【交通】 公共交通を中心した、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります</p>	<p>鉄道を中心とした総合交通体系の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地下鉄東西線の整備</li> <li>②既存鉄道の機能強化</li> <li>③鉄道と連携したバス路線網への再編</li> <li>④交通結節機能の強化</li> <li>⑤都市活動を支える幹線道路網の構築</li> <li>⑥広域交通基盤の防災機能の強化</li> </ul>
		<p>便利で快適な交通環境の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①乗り継ぎ利便性の向上</li> <li>②利用しやすい運賃やサービスの導入</li> <li>③交通施設のバリアフリー化の推進</li> </ul>
		<p>環境にやさしい交通手段への転換</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①過度な自動車利用から公共交通利用への転換</li> <li>②自転車利用の推進</li> <li>③公共交通などの適正な利用の推進</li> </ul>
	<p>【防災・環境】 災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります</p>	<p>災害に強く安全で、安心な都市空間の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築</li> <li>②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進</li> <li>③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築</li> <li>④防犯に配慮した都市環境の構築</li> <li>⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進</li> <li>⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保</li> </ul>
		<p>エネルギー負荷の小さい都市空間の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物などの省エネルギー性能の向上</li> <li>②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進</li> <li>③自然の働きを生かした都市空間の形成</li> <li>④エコモデルタウンの構築</li> </ul>

〔「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」(平成24年、仙台市)より作成〕

表 3.2.7-48(2) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの  
目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市 づくりの 目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いある都市	【緑・景観】 都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	【市民協働】 きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	緑豊かで潤いある都市空間の形成 風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
	【市民協働】 きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有 ①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

〔「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（平成24年、仙台市）より作成〕

#### ④ 仙台市みどりの基本計画

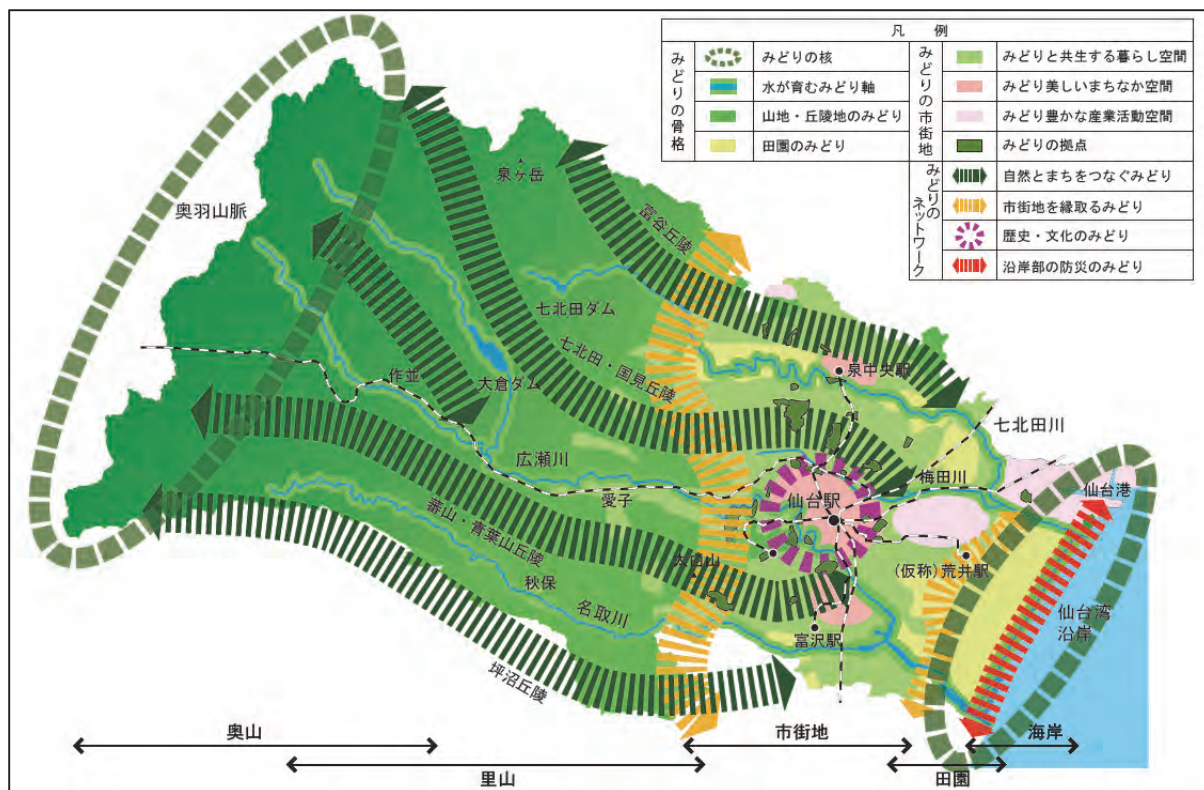
仙台市みどりの基本計画は、環境問題の深刻化や都市構造の変化、市民ニーズの多様化、東日本大震災による、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 24 年度から平成 32 年度までを計画期間として策定されたものである。

仙台市みどりの基本計画では、「みどり」の種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされており、『みんなで育む「百年の杜」』を基本理念として、表 3.2.7-49 に示す 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」の将来像は図 3.2.7-13 に示すとおりである。

表 3.2.7-49 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	1 みどりによる津波防災プロジェクト
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	2 みどりの骨格充実プロジェクト
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	3 街のみどり充実プロジェクト
	4 魅力ある公園づくりプロジェクト
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくれます	5 みどりの地域資源活用プロジェクト
	6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〔「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」(平成 24 年、仙台市)より作成〕



〔「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」(平成 24 年、仙台市) より作成〕

図 3.2.7-13 「百年の杜」将来像

## ⑤ 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」における低炭素都市づくりに関する部門別計画と位置づけられている。東日本大震災の影響による計画の前提となる状況の変化を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等に関し達成すべき目標や、そこに至るに必要な具体的な施策等が取りまとめられている。

本計画では、温室効果ガス排出抑制等に関し、国の目標を上回る削減を目指して、平成 32 年度における温室効果ガス排出量を平成 22 年度比で 0.8%以上削減することを目標として設定している。実施施策（施策体系）は、杜の都環境プランの分野別都市像である「低炭素都市」を目指すため、「まちの構造・配置の最適化」等緩和策を中心にした 5 つの体系に加え、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に係る施策の柱を設けている。

地球温暖化対策推進計画の概要は表 3.2.7-50 に示すとおりである。

表 3.2.7-50 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの 削減目標	2020（平成 32）年度における市域の温室効果ガス排出量を 2010（平成 22）年度比で 0.8%以上削減
実施施策 （施策体系）	1 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する （1）都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 （2）分散型や面的なエネルギー利用の推進 （3）自然環境の保全と継承
	2 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する。 （1）鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 （2）環境負荷の小さい交通手段の選択促進
	3 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る （1）省エネルギー設備・建築物の普及促進 （2）創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大 （3）蓄エネルギーの普及拡大 （4）フロン類等の排出削減の徹底
	4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める （1）市民・事業者・市の連携による 3R 推進 （2）廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5 気候変動による影響を知り、リスクに備える （1）気候変動による影響の把握と啓発 （2）気候変動影響リスクの低減
	6 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる （1）低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり （2）低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 （3）低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	重点 1 エネルギー自律型のまちづくり 重点 2 低炭素な交通利用へのシフト 重点 3 快適なくらしや地域経済を支える省エネ促進 重点 4 3R×E で低炭素 重点 5 杜を守り、杜に護られる仙台 重点 6 せんだい E-A c t i o n

〔「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」（平成 28 年、仙台市）より作成〕

## ⑥ 仙台市「杜の都」景観計画

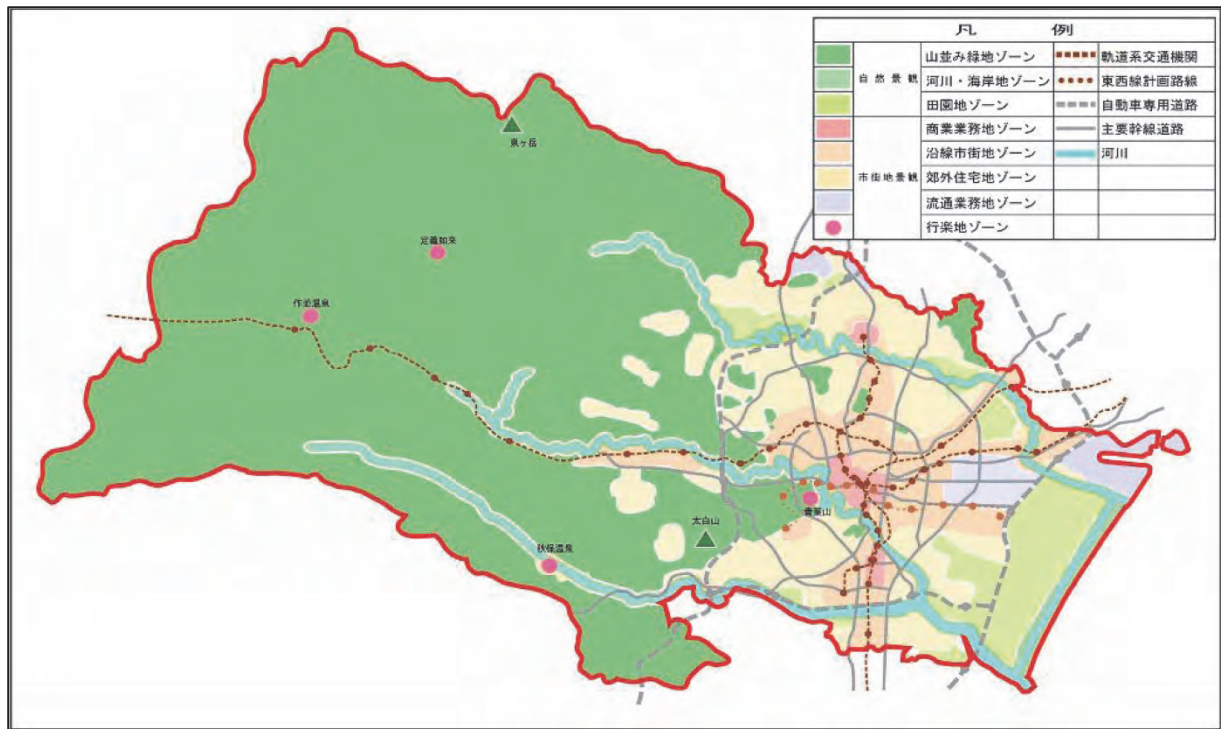
景観に関する総合的な法律として平成16年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成21年3月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。表3.2.7-51及び図3.2.7-14に示すとおり市全域（景観計画区域）を8つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「流通業務地ゾーン」に位置付けられている。

表 3.2.7-51 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る</li> <li>山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る</li> <li>里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る</li> </ul>
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る</li> <li>広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る</li> <li>太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る</li> </ul>
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る</li> <li>田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る</li> <li>遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る</li> </ul>
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る</li> <li>気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る</li> <li>緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る</li> </ul>
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る</li> <li>中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る</li> <li>社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る</li> </ul>
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る</li> <li>くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る</li> <li>地区特性を活かした美しい景観形成を図る</li> </ul>
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る</li> <li>ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る</li> <li>仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る</li> </ul>
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る</li> <li>四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る</li> <li>落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る</li> </ul>

〔仙台市「杜の都」景観計画〕（平成21年、仙台市）より作成



〔「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年、仙台市) より作成〕

図 3.2.7-14 景観計画区域の 8 つのゾーン区分